

# 営繕工事の生産性向上等の取組

---

平成29年12月

北陸地方整備局営繕部

## 公共建築工事において

「1. **発注者の役割**」を明確にし、

「2. **その役割を果たすための方策**」

を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)  
 ○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村割で技術者ゼロ)  
 ○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)  
 ○ 一方で、公共建築工事において、**発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況**

## 1. 発注者の役割

A : 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

B : 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映</li> <li>企画・予算措置を行う事業部局との連携</li> </ul>
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ</li> <li>最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定</li> <li>民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映</li> </ul>
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

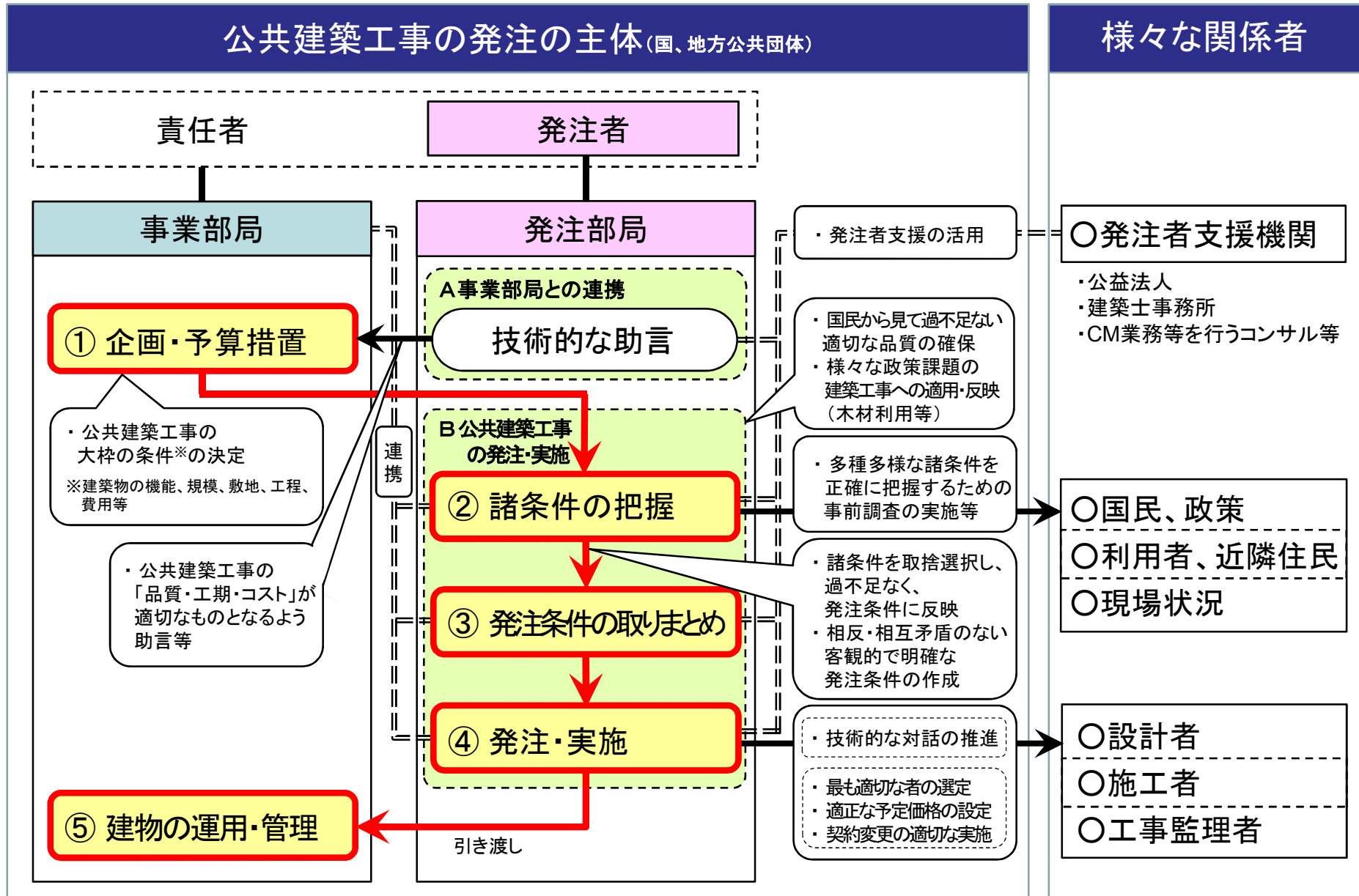
民間建築工事との対比

公共土木工事との対比

## 2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

# 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)

(平成29年6月 公表)

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、**解説書を作成** (答申において、解説を作成することが国土交通省に求められた。)

※1 A: 企画・予算措置を行う事業部局との連携(「技術的な助言等」)  
B: 公共建築工事の発注・実施(「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

- **主な内容**(答申本文「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」をNO.1~19に分けて、地方公共団体からの意見等を踏まえた44事項について解説)
- ・ **発注者の役割に関する解説**
  - ・ **国土交通省の官庁営繕事業における運用事例**
  - ・ **参考資料のタイトル・URL** (技術基準、ガイドライン等)
- ⇒ 今後、継続的に見直す。  
(発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど)
- 発注者が参照しやすいよう、**発注者の役割ポータルサイト**※2に**参考資料のリンク一覧**を掲載

※2 発注者の役割ポータルサイトURL<[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

## 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)[平成29年6月] 解説事項 (答申本文をNO.1~19に分けて、「・」の44事項を解説)

1	・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語	8	・事業部局に対する技術的な助言 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価	14	・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 ・工事監理業務の適切な発注
2	・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申	9	・潜在的な諸条件の把握	15	・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 ・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施
3	・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整	10	・必要な事前調査		
4	・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定	11	・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査	16	・追加の調査・試験等
5	・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映	12	・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ	17	・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認
6	・発注者支援	13	・最も適した設計者の選定 ・最も適した施工者の選定 ・成績評定の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ・適切な積算数量の算出 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定	18	・建築物の使い方等の適切な伝達
7	・関係法令等に規定された発注者の責務等				

# 営繕工事における働き方改革の取組

---

## 【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。



# 建設業における時間外労働規制の見直し

## 見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能 (労基法33条)</p>	<p>《同左》</p>
36協定の 限度	<p>《厚生労働大臣告示：強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項)</p> <p>(2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>《労働基準法改正により法定：罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月45時間かつ年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</p> <p>① 年720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)</p> <p>b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)</p> <p>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.bは適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</p> <p><small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small></p>

## 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

## 開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



← 平成29年6月29日  
第1回連絡会議

## 構成員

(平成29年9月1日現在)

- 議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官  
 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣  
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）  
 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
 公正取引委員会事務局経済取引局取引部長  
 総務省自治行政局長  
 財務省主計局次長  
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
 厚生労働省大臣官房総括審議官  
 厚生労働省労働基準局長  
 農林水産省大臣官房総括審議官  
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長  
 国土交通省大臣官房長  
 国土交通省大臣官房技術審議官  
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
 国土交通省土地・建設産業局長  
 国土交通省鉄道局長  
 防衛省施設監
- 事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

## 開催経緯等

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）について確認

7月28日 主要な民間発注団体（経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協）、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- 各省庁等における取組状況について説明

※その後も随時開催（進捗状況のフォローアップなど）



建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、直轄営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

## <建設業の働き方改革 今後の取組の方向性※>

## <直轄営繕工事における取組>

(凡例：既往・継続の取組－青字 新たな取組－赤字)

### ① 適正な工期設定・施工時期の平準化

・時間外労働の上限規制に対応できるよう、週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進

### ○ 適正な工期設定

・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラムVer. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期  
 ・設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、**建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用**

### ○ 週休2日の推進

・建築工事標準仕様書において週休2日を適用  
 ・原則、週2日現場閉所の試行とともに、**週休2日工事をモニタリング**

### ○ 施工時期の平準化

・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用  
 ・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化

### ② 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底

### ○ 予定価格の適正な設定

・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上

### ③ 生産性向上(i-Construction)

・工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進

### ○ ICTの積極的な活用等

・BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用  
 ・民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討

### ○ 書類の簡素化

・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定  
 ・ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討

### ④ ガイドラインの策定・周知

### ⑤ 不適正な工期への対応の強化

### ⑥ 民間発注者への支援等

### ⑦ フォローアップ

### ○ 設計意図の的確な反映 (建築固有の対応)

・**遅滞ない設計意図伝達**(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定  
 ・**各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映**するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

(※出典：建設業の働き方改革に関する協議会資料(平成29年7月28日))

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
  - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

## 4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

# 公共建築工事における工期設定の基本的考え方

国交省官庁営繕では、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について検討し、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました



## 「営繕工事における工期設定の基本的考え方」のポイント

● 工事の品質、安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえ、**適切に工期を設定する**

● 工期の設定及び確保のため、**発注者が取り組むべき事項を明確化**

- ・ 設計図書と施設の現況に不整合を生じさせないよう**図面審査の確実化**
- ・ **施工条件明示を設計図書等に記載実施**
- ・ 建設資材や労働者の確保等の準備、躯体工事、仕上げ工事、設備工事等工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、**実情に応じた工期の設定**
- ・ 複数工事が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、**各工事間の調整を適切に実施**

● 施工条件に関して、設計図書と工事現場の不一致、想定外の事象の発生その他必要と認められるときは、**工期延長等のための契約変更を適切に実施**



◎ 本年度も引き続き、業界団体や各発注者(国、地公体等)との意見交換を行い、適切な工期を確保するための**マネジメント手法について検討し、公共建築工事全般に適用できるよう拡充を行う予定**

## ◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

### 第2 適切な工期を確保するための方策

発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階で取り組む事項

#### 1. 調査及び設計段階

- (1) 次の期間の十分な想定
  - ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
  - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
  - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施  
要求性能と施工中の確認事項の  
設計図書への明示

#### 2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

#### 3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

#### 4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

### ◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

### ◆ 防止のため注意すべきポイント

#### ■ 適切な工期設定に役立つ参考資料

- 工期設定のイメージ図
- 適切な工期を設定するためのチェックシート
- 適切な工期を設定するための事前調査票
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 等



## ◎営繕工事における工事関係図書等に関する効率化

公共工事の品質確保の促進に関する法律等により、工事の品質を担保するために必要な書類の提出を求めています。法令や契約書に基づく書類は原則提出ですが、**設計図書(標準仕様書、現場説明書等)で規定している書類については、事前協議により提出を省略することができます。**

### 書類提出の根拠

#### 法令及び契約書

- (例)
- 現場代理人等通知書
  - 施工体制台帳
  - 実施工程表
  - 火災保険等加入報告書

#### 設計図書(標準仕様書、現場説明書等)

- (例)
- 施工計画書(全体、工種別)
  - 緊急連絡体制表
  - 各種資格者通知書
  - 主要資材、機材発注先通知書
  - 工事安全計画書
  - 工事材料検査願
  - 確認・検査請求書
  - 休日夜間作業通知書
  - 工事進捗状況報告書
  - 工事材料搬入報告書
  - 材料の品質等を証明する資料
  - 産業廃棄物管理表
  - 施工報告書
  - 工事写真

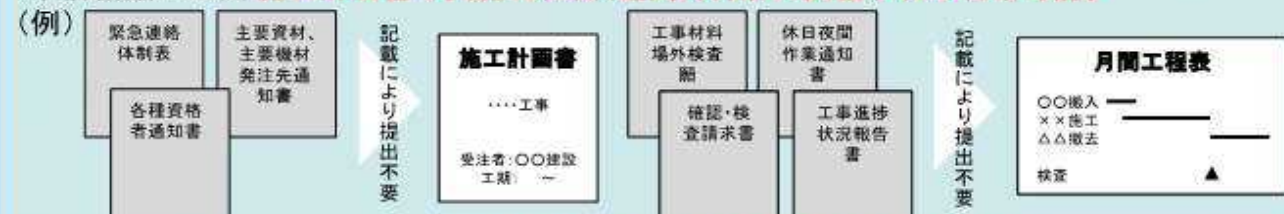
### 効率化の考え方

#### ◎原則として全て提出。ただし、下記の書類は省略できる。

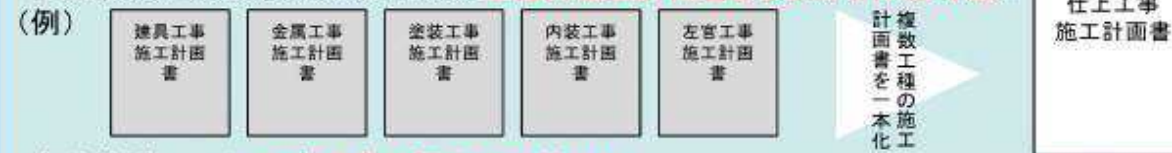
- ・下請負人通知書【契約書7条】  
建設業法に基づき、下請けがある場合は施工体台帳を作成することとなるため、その提出を以て代えることができる。
- ・工事材料検査願【契約書13条】、立会い請求書【契約書14条】  
協議により検査日や立会い日を設定の上、施工計画書や実施工程表に記載すれば省略可。

#### ◎以下の考え方にに基づき、省略できるものがある。

- ・事前協議により、**施工計画書**や**実施工程表**(週間・月間)に記載すれば省略可能。



- ・工事規模や少量の材料等に応じ、**工種別施工計画書**をまとめて作成可能。



- ・事前協議により、**工事写真**の提出で代替可能。



(その他効率化が可能な書類)

- 材料の品質等を証明する資料

設計図書でJIS等の規格が指定されている材料の場合、品質確保のため全数確認が必要な工種(杭・塗装・防水・吹きつけ等)以外は、搬入時の工事写真等の提出により省略することができます。

# 工事書類の簡素化の取組

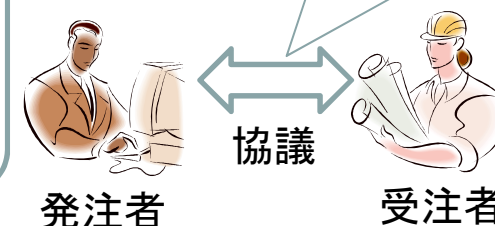
## ■ 工事契約直後に簡素化できる書類を受発注者間で協議することを徹底

- 工事関係図書一覧表【工事書類簡素化対応】(様式)を使用し受発注者間で協議。

No.	時期	書名	簡素化対象	作成の位置付け			簡素化の執行
				発注者	受注者	共同	
20	工事中	実施工程表	標準仕様書	○	○		
21	工事中	下請納入通知書	工事採択契約書第4条		○	○	発注者が提出を求めた場合のみ提出
22	工事中	主要部・機材発注書	標準仕様書	○	○		主要部・機材発注書を施工計画書又は機材発注書に記載することを含む
23	工事中	工事安全計画書	現場説明書	○	○		
24	工事中	施工計画書	標準仕様書		○		工種別の施工計画書は、各工種の工事量が少額の場合は、複数の工種をまとめて作成し、提出

## ■ 施工計画書の作成を効率化

- 施工計画書の作成対象、簡素化(複数の工種をまとめて作成、省略)を協議。
- 工種別施工計画書一覧(協議用)(様式)を使用し、受発注者間で協議。



## ■ 施工計画書の記載例を活用

- 施工計画書において「何を」「どの程度」記載すべきかを例示。
- 受注者の負担軽減と受発注者間の記載内容の明確化。
- 現在、「総合施工」、「工事安全」、「塗装工事」、「屋内配線工事」及び「配管工事」を作成。

※上記については、北陸地方整備局営繕部HP『「営繕工事における工事関連図書の簡素化(平成28年7月版)、効率化のための「施工計画書の記載例(平成27年7月版)」の施行』で公開しています。



# 工事書類の簡素化の取組

## ○簡素化できる書類を受発注者間で確認することを目的に工事契約直後に協議

工事関係図書一覧表【工事書類簡素化対応】

工事名称		協議日	
協議者	(受注者)		(発注者)

注 意：提出先数の数量には、受注者保管分は含まれていない。

番号	提出書類名	提出先		提出時期	根拠規定等	備考	簡素化の試行	当該工事提出書類	
		契約・ 会計総 務	保監 金沢					対象書類 (●は必 須)	簡素化対応
I. 契約時									
1-1	<a href="#">工事工程表</a>	1	1	契約後 14日以内	契約書第3条			●	
1-2	<a href="#">請負代金内訳書</a>	1	1	契約後 14日以内	契約書第3条			●	
1-3	<a href="#">現場代理人等通知書</a>	1	1	契約後 速やかに	契約書第10 条			●	
1-6	<a href="#">緊急連絡体制</a>	—	1	着工前	現場説明書 (公共建築工 事標準様式)		緊急連絡の体制を施工計画書に記 載することで省略	●	□
1-7	<a href="#">前払金請求書</a>	1	1	前払金請求時	契約書第34 条			□	
1-8	<a href="#">電気保安技術者通知書(資格及 び経歴書)</a>	—	1	着工前	特記仕様書・ 標仕1章	電気工事がある場合全て	電気保安技術者に必要な資格又は 同等の知識及び経験を証明する資 料を施工計画書に記載することで 省略 又は電気保安技術者通知書のみと し、施工計画書等他の書類への重 複記載は不要とする。	□	□

# 工事書類の簡素化の取組

## ○受注者の負担が大きい「工種別施工計画書」の作成を効率化

工種別施工計画書一覧（協議用）【建築（新築・増築工事）】				
当該工事において、該当する施工計画書の「当該対象」欄を「●」とし、簡素化が可能であれば「簡素化対象」欄を「●」として下さい。				
※ 簡素化とは、以下とする場合。 1) 工事が少量施工の場合は、複数の工種をまとめて作成すること。 2) 工事が僅少の場合は、省略すること。				
工種	各種施工計画書（参考）	提出（必須）	当該対象	簡素化対象（※）
共通	総合施工計画書	●		
	安全計画書	●		
	仮設計画書	●		
建築	土工事施工計画書	○	○	○地業工事とまとめて作成 ○省略
	地業工事施工計画書	○	○	○土工事とまとめて作成 ○省略
	鉄筋工事施工計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	コンクリート工事施工計画書	○	○	○まとめて作成 ☆打設計画書は打設毎に必須 ○省略 （注意：レディーミクストコンクリート向上の選定においては、「標準仕様書」6.4.1（コンクリート製造工場の選定）によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる向上（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した向上等）から選定することを基本とする。）

# 工事書類の簡素化の取組

## ○受注者の負担軽減に係る「施工計画書の記載例」を作成

この計画書は参考として提示するものであり、受注した工事の内容、現場状況に応じ適切に作成しなければならない。

参 考

工事件名 ○○○○○○工事

### 塗装工事施工計画書

工事監理 北陸地方整備局営繕部 保全指導・監督室  
(又は北陸地方整備局 金沢営繕事務所)

品質計画、施工報告計画の承諾 平成○○年○○月○○日	
主任監督職員	監督職員

監 理 ○○○○会社

管理技術者 ○○ ○○ 印

主任技術者 ○○ ○○ 印

受注者 ○○○○建設工業(株)

主任(監理)技術者 ○○ ○○ 印

現場代理人 ○○ ○○ 印

} 監理業務がある場合のみ記載する。

#### 1 一般事項

##### 1.1 総 則

##### 1.1.1 適用範囲

この施工計画書は、○○○○○○○工事の施工に適用する。

##### 1.1.2 適用図書

※ 「総合仮設計画書による」として省略可能

#### 2 施 工 管 理

##### 2.1 工事内容

※ 部位毎の種別、規格、計画施工数量等

(参考記載例)

場 所	箇 所	内 容	数 量
内装改修	EP-G 面	工程B種(一般) 素地A種	10㎡
	SOP (木枠膳板)	工程B種 100×24	20m

##### 2.2 施工管理体制

※ 施工業者名及び作業の管理組織、「一工程の施工」の確認及び報告を行う者、有資格者一覧表及び免許証写し等(資格が求められる者のみ)

##### 2.3 工 程 表

※ 当該工種の施工工程を記載する。

※ 色見本の決定、施工(全体、部屋別、階別等)等の時期、「一工程の施工」の検査時期

##### 2.4 材 料

##### 2.4.1 材料

※ 塗装箇所及び下地材による塗料の種別、防火材料の認定の有無、製造所名

※ 規格証明書(材料に規格マーク等の表示があるものは省略)

##### 2.4.2 保管

※ 塗料の保管方法

## 工事書類の簡素化の取組

### 受注者アンケート・ヒアリング結果

- 施工計画書のひな形のHP掲載はどの程度記載すべきか、記載のポイント等の目安となる。他の提出書類についても記載例や記載のポイントを示すと作成の手間を減らす事が出来る。
- 施工計画書等については、ひな形や記載例があり活用した。
- 工場の出荷証明書の提出が省かれた。
- 工事写真のデータだけの提出は、作成手間が大きく減った。
- 施工計画書の作成について担当官により求め方が違う場合がある。
- 書類の提出では、電子メールの活用で資料を事前に提出し、質問への応答を敏速となり効率的に書類作成が出来た。

### 今後の対応

- 営繕工事の施工経験の無い受注者に対してはより丁寧な事前協議を行う。
- 施工品質を落とさず削減できるものがあるか検討していく。
- 施工計画書の纏め方については、工事内容を検討した上で協議する。
- 工事内容を考慮して、施工計画書の(記載例)の充実を図る検討を行う。
- 工事書類のやり取りをメール活用の実態を把握し電子化対応に向け検討する。

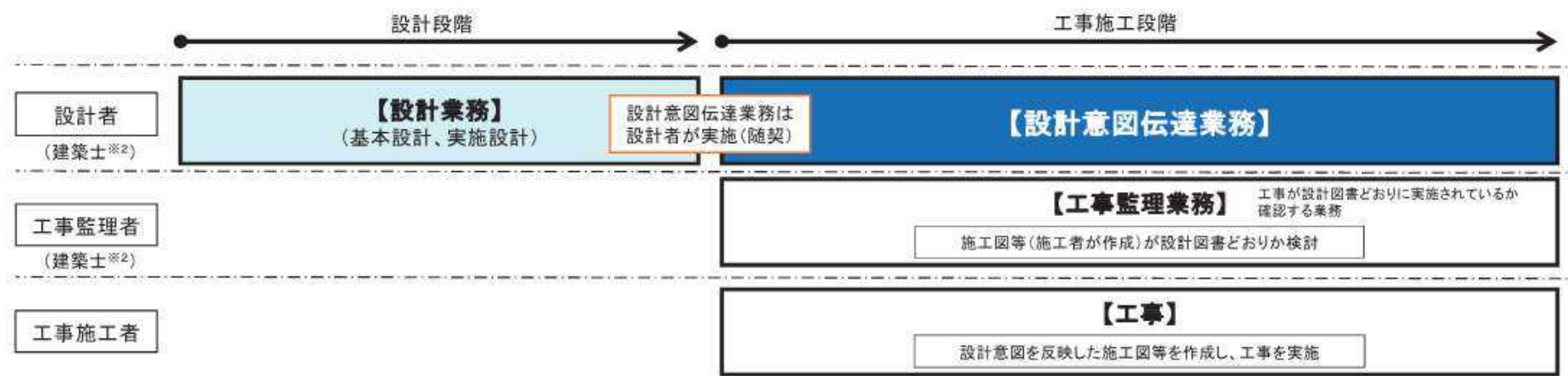
## ■取組内容 (平成29年10月1日以降に契約手続きを開始する設計意図伝達業務において実施)

- 営繕工事の生産性向上のためには、**施工段階において**、発注者を含めた関係者間での確かな情報共有に努めるとともに、**設計者が設計意図を遅滞なく工事施工者及び工事監理者に対して伝達**し、迅速な意思決定に資するようにすることが不可欠。
- 工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実施するため、国土交通省地方整備局等が発注する営繕工事における設計意図伝達業務委託契約の仕様書において、以下を新たに契約事項として規定。
  - ① **常に工事の工程を確認して業務を実施**すること
  - ② 工事の工程に合わせて検討、報告等の**期限が設定された場合は、これを遵守**すること 等

## ■設計意図伝達業務とは

- **工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計**(建築士法令に規定)。
- 具体的には、設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、①質疑応答等、②工事施工者が作成する**施工図等**※1の確認、③**工事材料、設備機器等の選定**(色、柄等を含む)に関する助言等を行う。

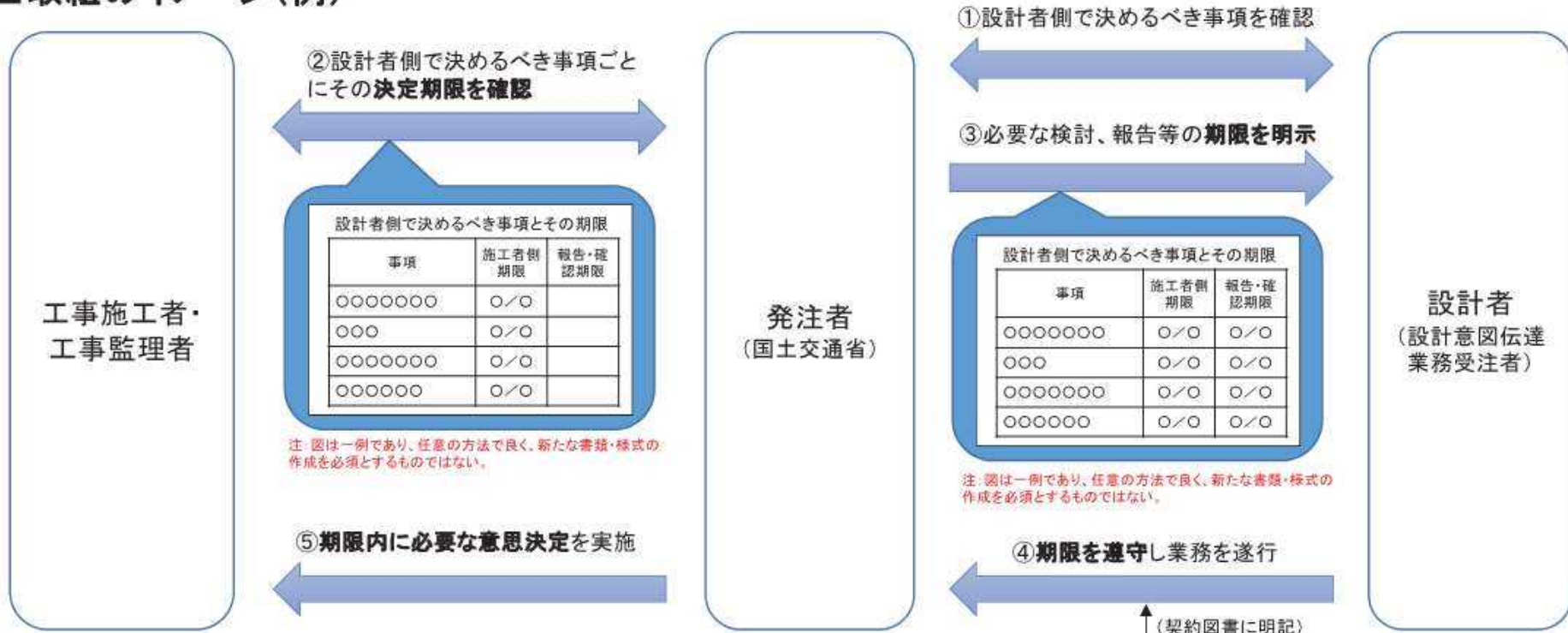
※1 設計意図が正確に反映されていることを確認する必要があるものに限る。特記仕様書に具体的に記載する。



※2 建築士法により、設計・工事監理は建築士が行うことを義務づけ



## ■取組のイメージ(例)



### 設計意図伝達業務特記仕様書の記載例

#### ○ ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。

本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において**即日の対応**が困難な場合は調査職員と協議のうえ、**期限を確認するとともに、これを遵守**すること。

#### ○ 遅滞ない設計意図伝達の実施について

**設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識したうえで、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。**

既に規定  
(一部追記)

今回新たに  
規定



# 営繕工事における積算関係の取組

---

## ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した**単価及び価格**の設定

- 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積の提出を求め、単価設定で考慮  
見積単価は、過去の工事实績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定。
- 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積を収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用

### (2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- **地域外労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

### (3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

## ○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動に伴うスライド条項の適切な運用

## ○ 適切な数量の算出

### (6) 設計図書に基づく数量の適正な算出


- 予定価格算出の前提となっている数量の適正な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し

# 「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて

## 営繕積算方式

### 公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- |               |                 |            |
|---------------|-----------------|------------|
| ○共通仮設費の適切な積上  | ○物価スライド         | ○適切な工期設定   |
| ○最新単価の適用      | ○見積活用方式         | ○積算条件の明示   |
| ○市場単価補正方式     | ○地域外労働者の確保費用の計上 | ○適切な数量算出 等 |
| ○工期連動型共通費積算方式 |                 |            |


 ・実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定  
 ・施工条件の変更や物価変動等への適切な対応


**公共建築工事の  
円滑な施工確保**

## 「営繕積算方式」活用マニュアル

### 改正品確法(H26.6)

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

### 円滑施工確保(不調・不落対策)

- 「営繕積算方式」を分かりやすく解説するためのマニュアルを作成
- 本マニュアルを活用する等により、「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

### 【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

○東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事を実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。

○さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議(H26.9)において、この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した「営繕積算方式」活用マニュアル(被災3県版)を作成。

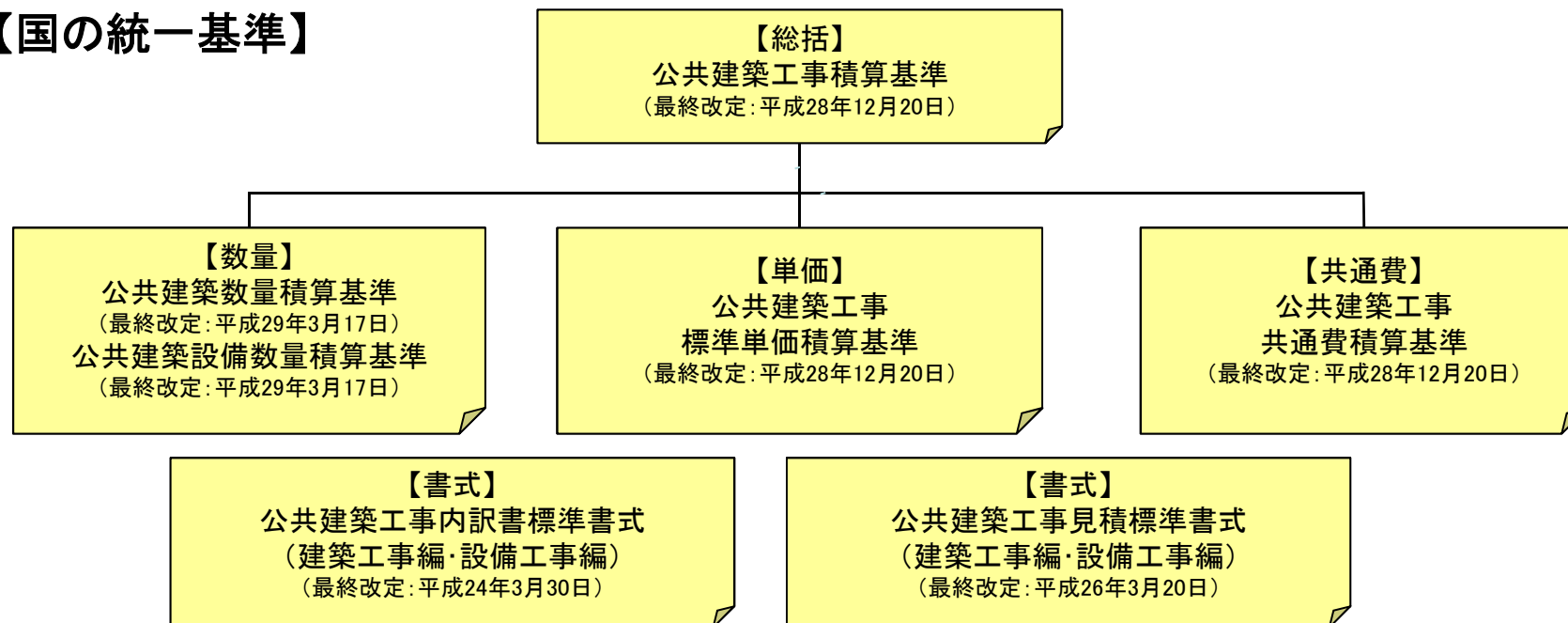
○その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように「普及版」を作成。

# 「公共建築工事積算基準」の体系

基準類は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」と国土交通省作成資料から構成

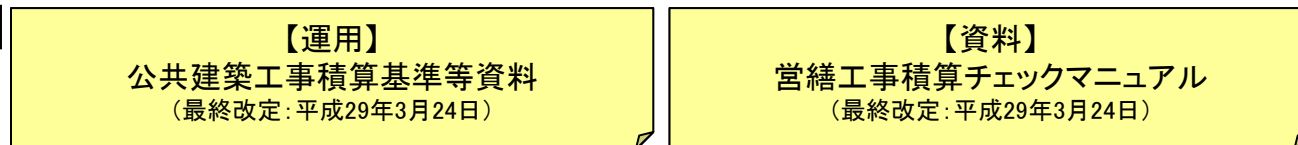
○ 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用

## 【国の統一基準】



○ 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用

## 【国土交通省資料】



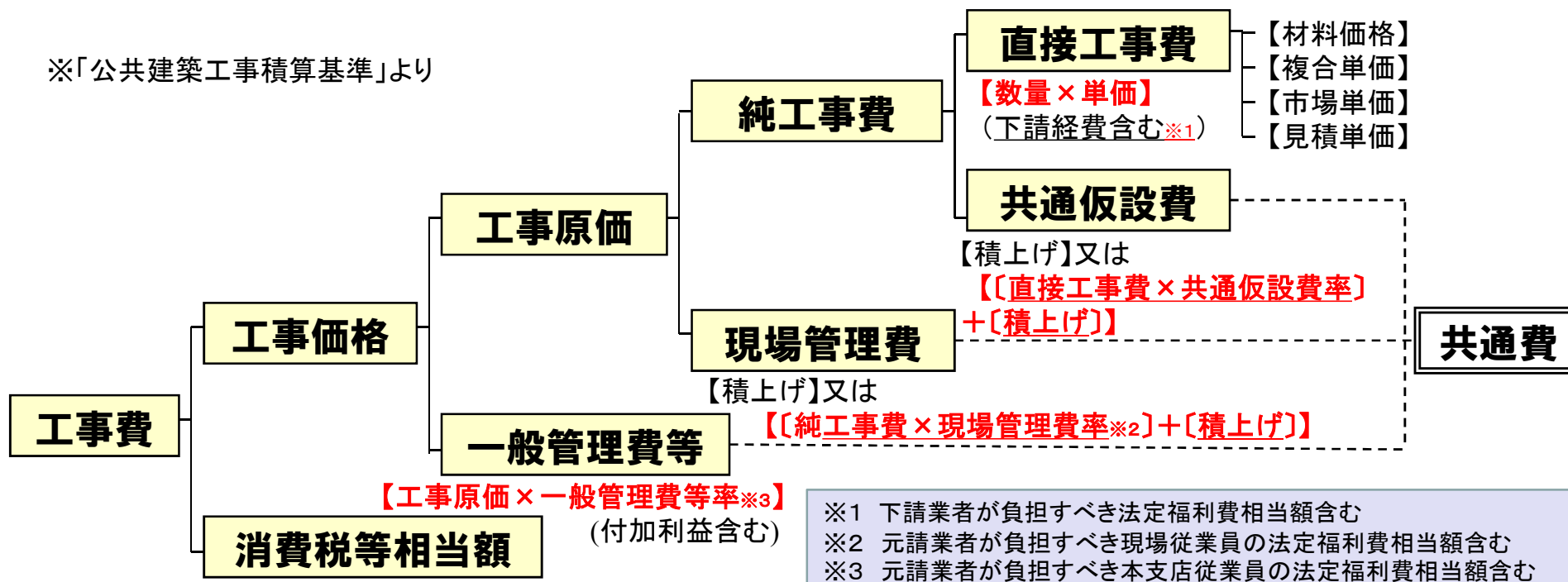
詳細は国交省HPを参照



[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_index.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)

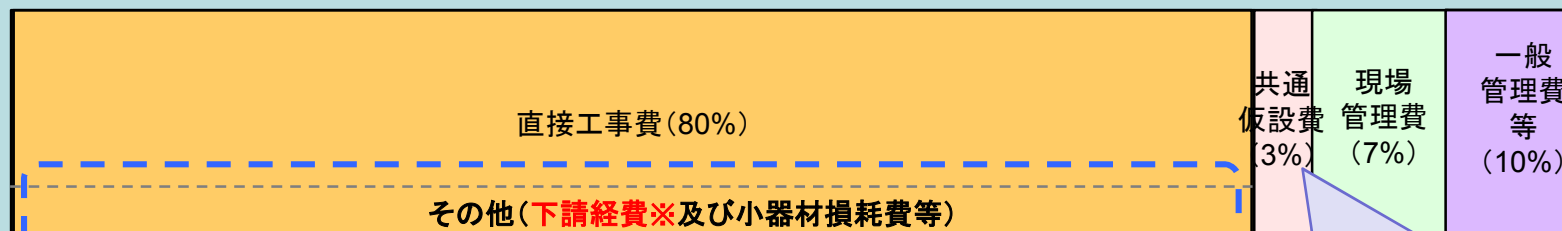
# 公共建築工事の工事費の構成

※「公共建築工事積算基準」より



## 【参考】公共建築工事の構成割合

※平成28年度3,000㎡モデルにおける構成割合



積み上げは含まない。(含む場合は5%)

※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる。(土木工事の場合は現場管理費)

# 土木工事と建築工事の工事費の構成割合

- 下請経費等や器材の運搬費等については、土木工事と建築工事の工事費の構成上、計上箇所が異なるものの、いずれも工事費は現場実態を的確に反映して設定。
  - ・下請経費等は、土木工事では現場管理費に計上されるが、建築工事では直接工事費に計上している。
  - ・器材の運搬費等は、土木工事では共通仮設費に計上されるが、建築工事では直接工事費に計上している。
- 建築工事は、工種が多岐にわたり、下請経費等や器材の運搬費等は工種ごとに異なることから、現場の実態を適切に反映できるよう、直接工事費の工種ごとに計上している。

## 工事費の構成割合の概念図

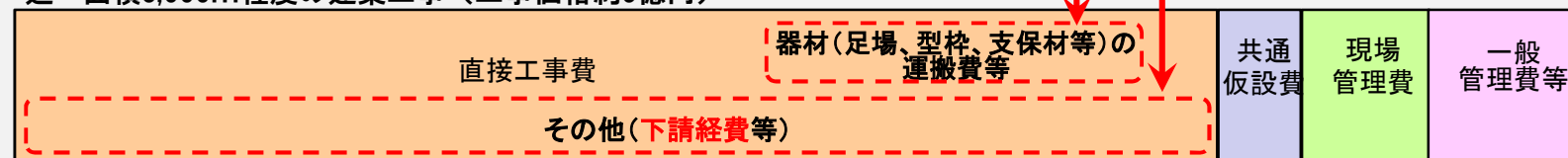
### 土木工事

道路改良工事（工事価格約5億円）



### 建築工事

延べ面積3,000㎡程度の建築工事（工事価格約5億円）



土木工事では、器材の運搬費等は共通仮設費に含まれる。

土木工事では、下請経費等は現場管理費に含まれる。

- 建築工事では、下請経費等や器材の運搬費等が直接工事費に含まれるため、工事費に対する直接工事費の割合は、土木工事の割合と異なる。

- 予定価格の設定方法については、各種積算基準に明示(下請経費等の計上方法を含む)し、HPIにて公表。

(例) 下請経費等を含む「その他」の率(複合単価の場合)

地業:(労+雑)×20~30%、タイル:(労+材)×16~24%、内外装:(労+材+雑)×15~23% ←

**工種ごとに設定**

※「労」は「労務費」、「材」は「材料費」、「雑」は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。



# 一般管理費等率などの改定

- 建設企業の財務実態調査結果等に基づき  
一般管理費等率(元請企業の経費) 及び 下請経費率を引き上げ
- 平成29年1月以降の入札公告案件から適用(営繕工事)

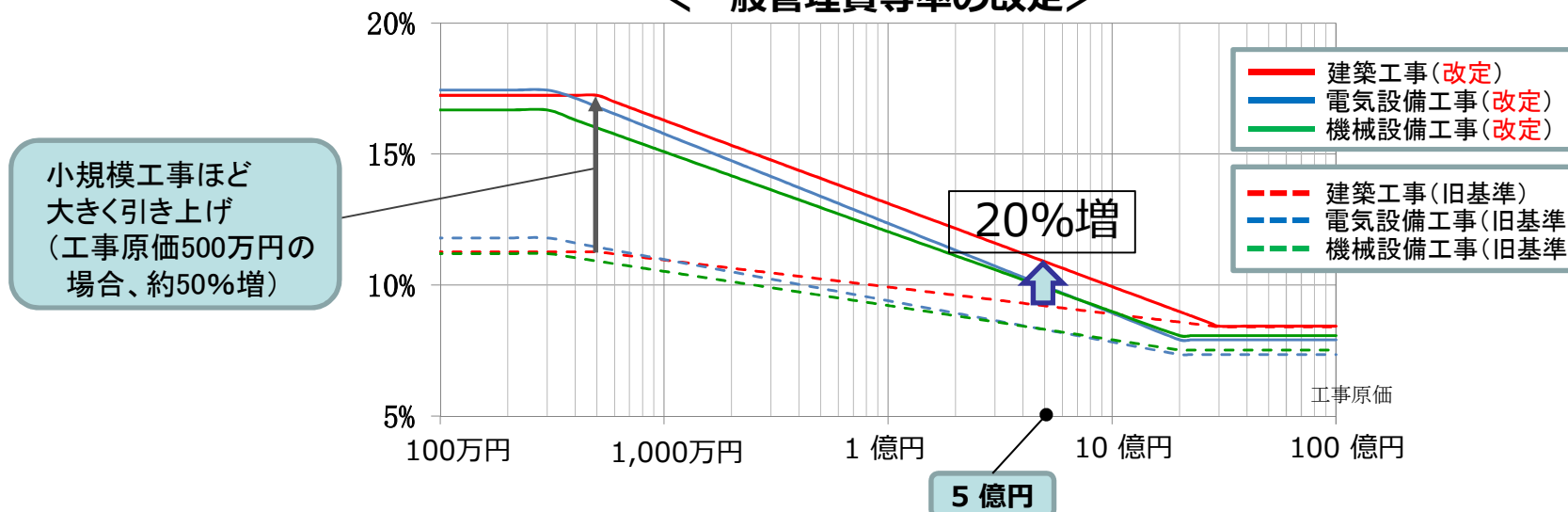
● 一般管理費等率：20%増

● 下請経費率：25%増

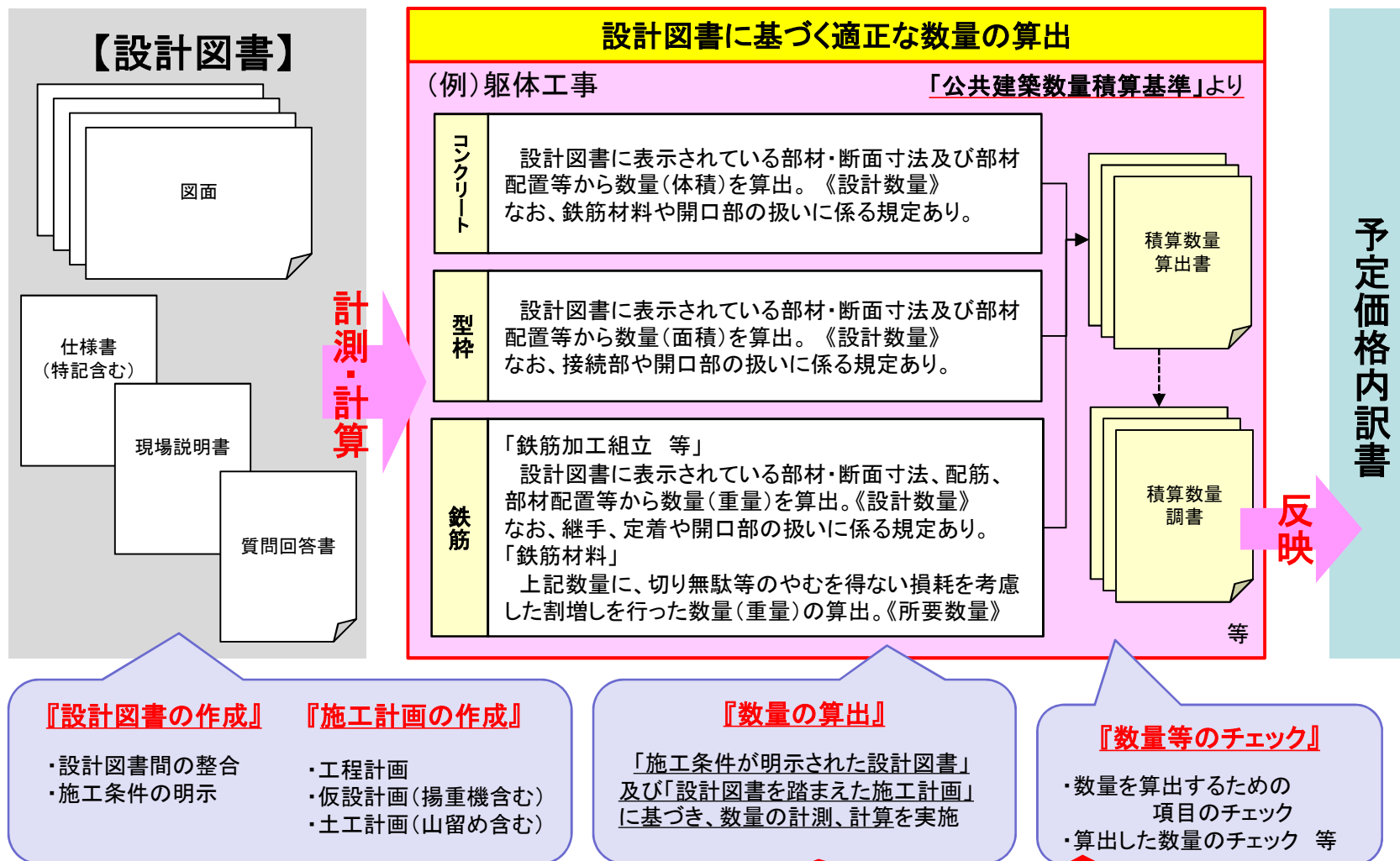
⇒ 今回の改定により、**工事費は約2.6%増**

※延床面積3,000㎡程度、建築工事で約5億の場合の総工事での試算

＜一般管理費等率の改定＞



数量算出を適切に行うとともに「営繕工事積算チェックマニュアル」を活用し違算を防止する。



『営繕工事積算チェックマニュアル』の活用

## 背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

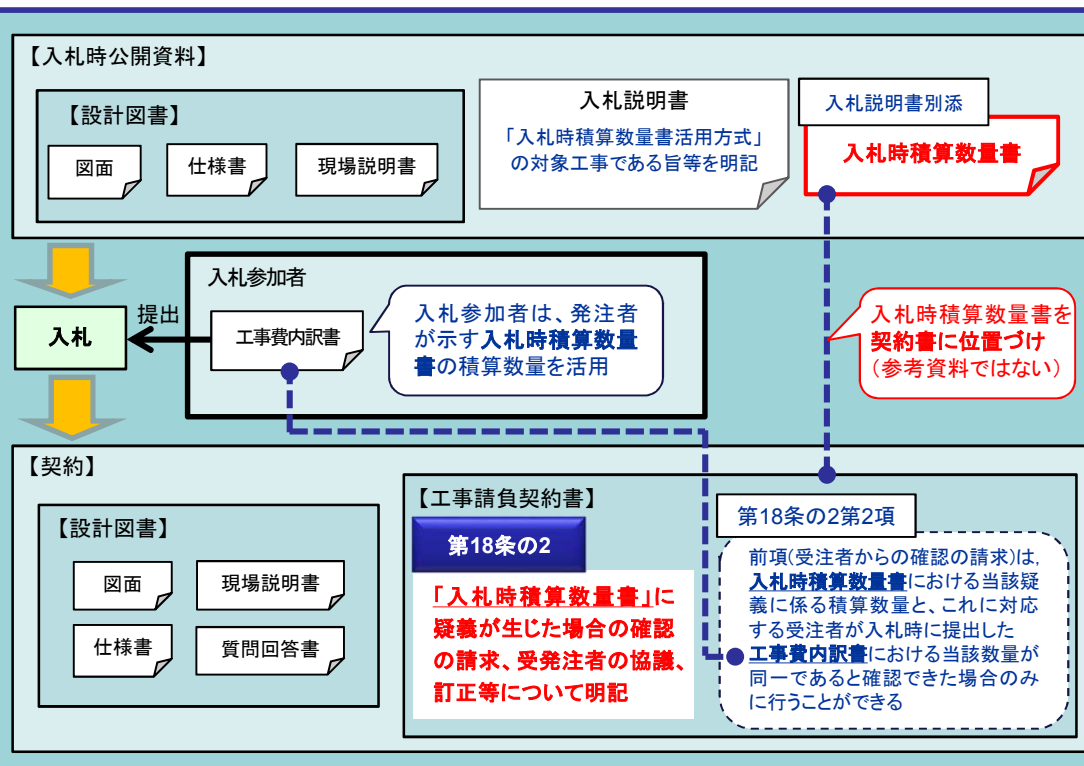
## 入札時積算数量書活用方式

### 概要

○入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。

○契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。**

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



## 普及・促進

- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。

## 背景

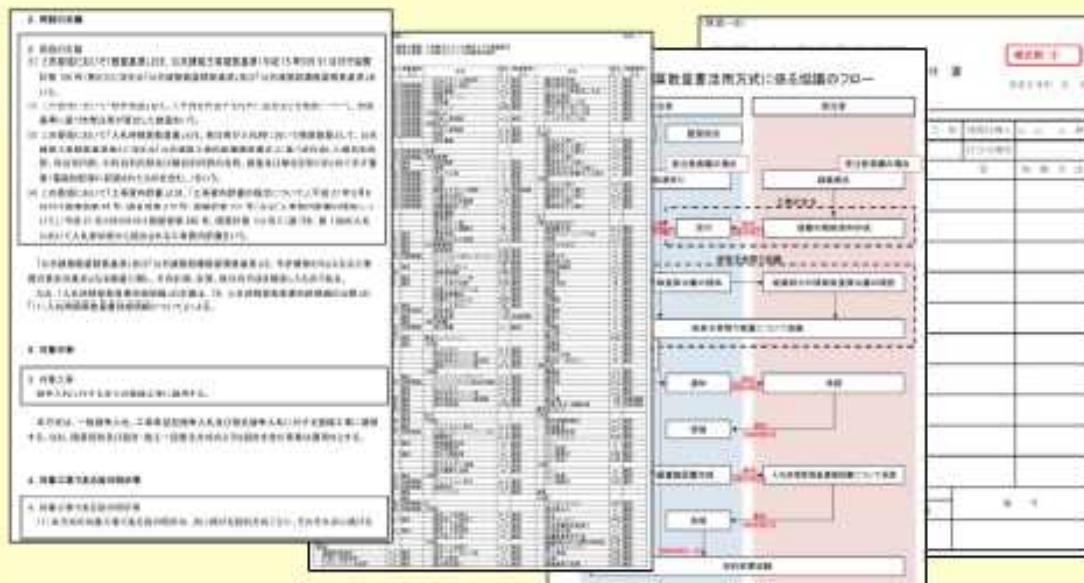
- 「入札時積算数量書活用方式」の実施に関し、地方公共団体からの要望等を踏まえ、受発注者間における積算数量の協議に関する手続き等について**円滑な運用がなされるようマニュアルを作成**。
- 本運用マニュアルの活用等により、「入札時積算数量書活用方式」の導入に伴う**発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進**を図る。

## 運用マニュアルの概要

### 手続き等をわかりやすく解説・例示

- 入札時積算数量書活用方式の実施手続き及び取扱い
- 入札時積算数量書の公開範囲
- 積算数量に疑義が生じた場合の協議の手続きフロー
- 協議に用いる様式等の標準的な書式の例示

等



## 【入札時積算数量書活用方式の経緯】

- ・ 従来、営繕工事においては、積算数量が契約事項ではなく、参考資料となっていたため、契約後の発注者の運用にばらつき。
- ・ 改正品確法に規定された契約の適正な履行の趣旨等を踏まえ、国土交通省の営繕工事において、契約後、入札時の積算数量に疑義があった場合に受発注者間で協議等を行うことを契約事項とする取組を平成28年4月から試行導入。国土交通省では、試行結果を踏まえ、平成29年4月から本実施に移行。
- ・ いくつかの地方公共団体においても試行導入。



- 背景： 営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念により、関係機関等との協議を踏まえ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう平成26年3月「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定した。(平成27年5月、平成29年3月一部改正)
- 構成： 「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- 内容： 設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等

## 「設計変更ガイドライン」

- ① 発注者と受注者双方の**責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施**
- ② 発注者と受注者双方が**工事の施工に際しての共通認識の形成**

### ◆具体的な対応

- ・設計変更に関する留意事項の明示  
(受注者の留意事項、発注者の留意事項)
- ・設計変更の例示  
(可能なケース及び不可能なケースの例示)
- ・設計変更手続きフローの明示
- ・「指定仮設」「任意仮設」の考え方の明示
- ・工事請負契約書における発注者と受注者の関係の明示

## 「工事一時中止ガイドライン」

- ① 発注者事由による工事一時中止の**適正化、責任の明確化、透明性の向上**
- ② 受注者の蟬に帰することができない事由による工事一時中止の**適正化、円滑な対応**

### ◆具体的な対応

- ・工事一時中止に係る基本フローの明示
- ・発注者の中止指示義務の明示
- ・工事の中止(契約書の規定)の明示
- ・工事を中止すべき場合の例示
- ・中止の指示・通知の適正化の明示
- ・基本計画書の作成及び記載内容の明示
- ・請負代金額又は工期の変更、増加費用負担の考え方を明示

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案)」(平成27年10月)  
(ガイドラインの適切な運用のため、具体的事例について解説した。)



# 低入札価格調査基準(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。  
履行可能性が認められない場合には、失格。

## 低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、直接工事費のうち、労務費の算入率を現行の95%から100%に変更する。

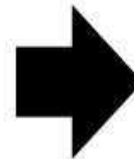
現行

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



H29.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
  - ( 機械経費 0.95 )
  - ( 労務費 1.00 )
  - ( 材料費 0.95 )
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



# その他

---

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年11月10日

土地・建設産業局建設業課

## 施工技術の向上を図るための技術検定の種目の新設等について

～建設業法関係政省令・告示を改正しました～

建設業者の施工技術の向上を図るため、技術検定の種目の新設、既存の技術検定の一部見直し等を行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」（11月7日閣議決定）、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令」及び関連告示の一部を改正する告示を本日公布いたしました。

### 1. 概要

#### (1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設

電気通信工事施工管理に係る技術検定を新設し、受検資格等について以下のとおり定めます。

- ・受検資格：施工管理に係る他の技術検定と同一
- ・試験科目（1級・2級）：（学科）電気通信工学等・施工管理法・法規（実地）施工管理法
- ・受験手数料：1級（学科・実地）各13,000円 2級（学科・実地）各6,500円
- ・合格者の取扱い：（1級合格者）電気通信工業における主任技術者・監理技術者等  
（2級合格者）電気通信工業における主任技術者等

#### (2) 建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については、平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施します。

#### (3) 登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとします。

### 2. スケジュール

- ・公布日：平成29年11月10日（金）
- ・施行日：平成29年11月10日（金）

#### 【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課（代表：03-5253-8111）

夜間直通：03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

<法制度全般について> 企画専門官 嶋川（内線24-710）法規係長 近本（内線24-754）

<技術検定制度について> 技術検定係長 高木（内線24-744）

<登録基幹技能者について> 土地・建設産業局建設市場整備課 調査係長 相葉（内線24-856）

- ・ 工事量が増加傾向にあるにもかかわらず技術者数に減少傾向が見られる電気通信工事においては、施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があるため、電気通信工事施工管理技術検定を新設。

## ◆改正前の検定種目

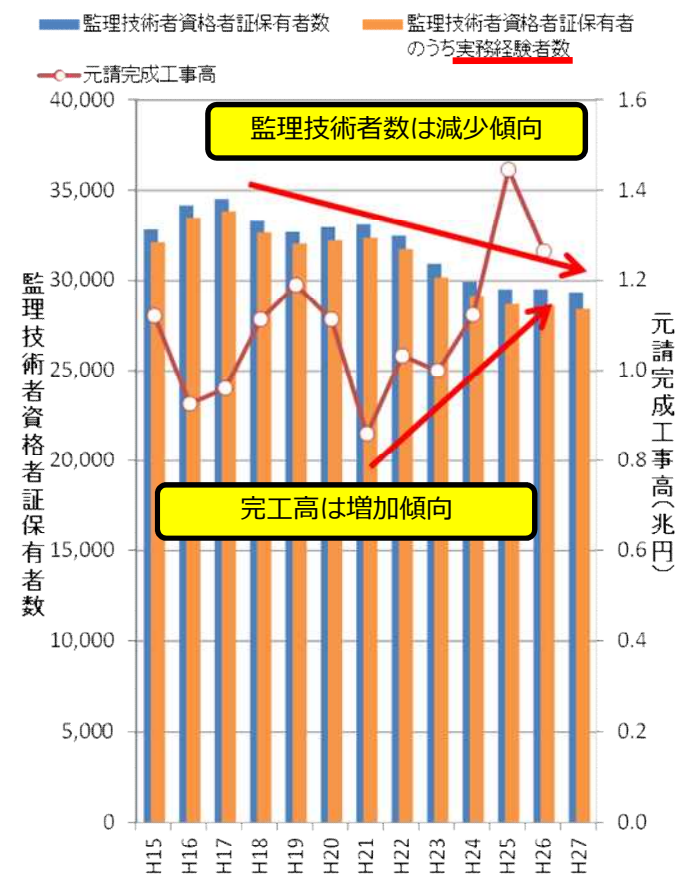
検定種目	級別	指定試験機関
建設機械施工	1級	(一社) 日本建設機械化協会
	2級	
土木施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	
建築施工管理	1級	(一財) 建設業振興基金
	2級	
電気工事施工管理	1級	(一財) 建設業振興基金
	2級	
管工事施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	
造園施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	



## ◆改正後の検定種目 (改正前の6種目に以下を新設)

検定種目	級別	指定試験機関
電気通信工事施工管理	1級	(未定)
	2級	

## ◆電気通信工事の完工高・技術者数の推移

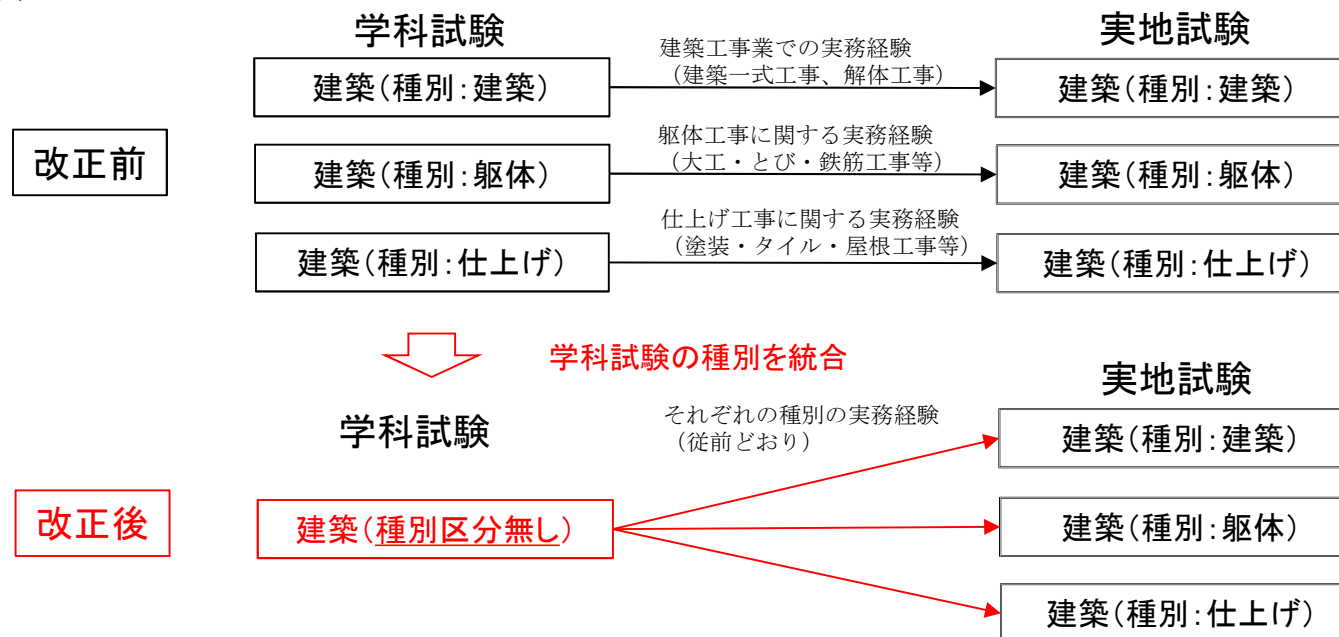


技術者1人あたりの工事量が増加傾向  
将来的な技術者不足の懸念

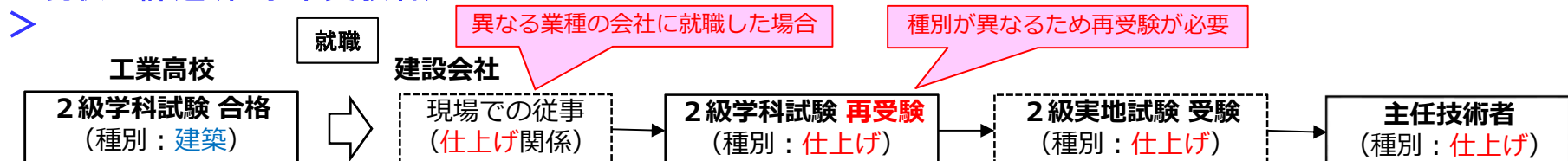
## 2級建築施工管理技術検定の学科試験の種別の廃止

- 建築施工管理に係る2級の技術検定については、3つの種別（建築、躯体及び仕上げ）に細分して実施。
  - 就職する前に学科試験に合格した場合でも、就職後の担当工事の種類によっては学科試験の受け直しが必要となり、先行取得するメリットが無くなる場合がある。
  - 近年における施工方法の変化等に伴い、求められる知識等は種別を問わず共通化している。
- ⇒ 平成30年度試験より、学科試験の種別を廃止し、種別を問わず共通試験として実施。

### <改正概要>



### <現状の課題(在学中受験者)>



# 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

## <改正内容>

- 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習を別途告示で規定する予定

## 公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	認めていない 其他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ↓ 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	建設業法での 登録資格(4資格) ↓ 認定・登録の推進 其他 国家資格 (2級建築士等)	最終学歴に応じた 実務経験年数

## 登録基幹技能者の認定

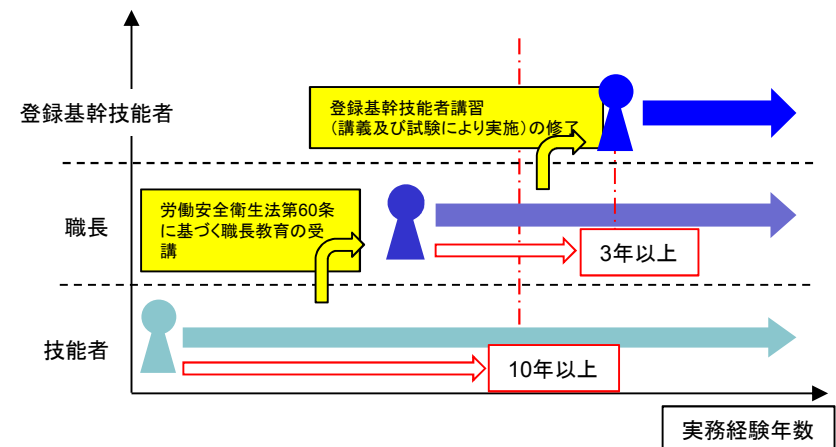
現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

[登録基幹技能者講習の受講要件]

- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
- ② 3年以上の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格(最上級の技能者資格等)の保有

[資格者数] 33職種(43機関) 約56,000人(平成29年3月末現在)

## 登録基幹技能者となるための実務経験等について



現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待



北陸地方整備局建政部長 殿	国土建第169号 平成29年8月9日
公共工事発注担当部局長 あて	国土建第171号 平成29年8月9日
各都道府県主管部局長 あて	国土建第170号 平成29年8月9日
建設業者団体の長 あて	国土建第172号 平成29年8月9日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

以上

## 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日付け国土建第349号）等により、その適正な配置をお願いしているところである。

このたび「適正な施工確保のための技術者制度検討会とりまとめ」（平成29年6月）において、「i-Constructionなどの施工のICT化が進展し、新たな技術がますます生まれてくることが見込まれる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的に技術研鑽を積んでいくことが必要である」ことが提言された。これを受け、監理技術者等の専任に関して、今般、その取扱い等を下記のとおり、明確化したので、通知する。

責職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切な指導を行われたい。

## 記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている（法第26条第3項）。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に

国土交通省 北陸地方整備局  
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

防災 | 地域・まち・住まいづくり | 技術・建設産業 | 河川 | 道路 | 港湾空港 | 営繕 | 用地

営繕部トップ > 公共建築相談窓口

発注情報 | イベント 広報 | 事業紹介 | 保 全 | 申請手続 | **公共建築 相談窓口** | 営繕紹介

「公共建築相談窓口」本省HPより

公共建築相談窓口



北陸地方整備局営繕部では、新潟、富山、石川県内における公共建築全般にわたっての相談窓口を開設しております。

営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、地方公共団体等との情報交換、情報共有とした地域との連携の窓口として、官庁営繕行政に関わる相談窓口として設置されています。

相談窓口では、公共建築に関するあらゆる疑問・質問等をお待ちしていますので、お困りのことございましたら何でもご相談ください。

< お問い合わせ先 >

北陸地方整備局営繕部計画課  
 電子メール [こちらから](#)  
 TEL 025-280-8880(代表)  
 FAX 025-370-6504  
 受付時間 / AM9:00~PM5:00  
 (土・日・祝日・年末年始を除く、電子メール・FAXは24時間受付)

出前講座

北陸地方整備局では、行政の透明性の向上と国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性等について話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、『出前講座』を実施しています。

『出前講座』の利用方法や講座のメニュー等は[こちら](#)

講座の内容によっては小学生、中学生を対象としているものもあるなど、学校教育の一環としてもご利用いただければと考えています。皆様の、日頃の疑問や、興味のある分野でお役に立てれば幸いです。

**相談者等**

○平成28年度(平成28年4月~平成29年3月)は、延べ2,602件の相談を受付

**相談者別内訳**

相談者別内訳	割合
国・被法等	44%
民間等	24%
都道府県	16%
市町村	11%
政令市・特別区	6%

※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等  
(業種地理の関係上、内訳の合計が100%にならない)

**相談内容等**

○主な相談内容

- ・企画・予算措置
- ・発注・実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を平成29年度も引き続き行います。

公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

## 1. 登録開始日等

いつでも登録・変更・登録解除ができます。(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降)

## 2. 対象となる発注機関と工事・業務種別

発注機関: 国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局 営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課

工事種別: 建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等

業務種別: 設計、工事監理、調査検討、測量・敷地調査

## 3. 登録方法

①または②にアクセスし、表示に従い登録手続を行ってください。PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。

登録は無料です。

① 国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページにあるバナー「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」

② ホームページ「[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)」

## 4. メール配信される発注情報

原則、入札公告日(または公示日)に、①～③の内容が配信されます。

① 工事名称、または業務名称

② 工事種別・工事の等級区分・施工場所、または業務種別

③ 技術資料(工事)、参加表明書(業務)の提出締切日 なお、正式な内容は入札情報サービス(<http://www.i-ppi>)にてご確認下さい。

## 5. 配信期間

平成30年3月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページでもお知らせいたします。

## メール配信内容(イメージ:工事の場合)

件名:【〇〇地方整備局営繕部(※1)発注情報のお知らせ】  
本日、平成〇年〇月〇日、次の工事の入札公告を実施しました。  
工事名:〇〇改修工事  
工事種別:建築(※2)  
等級区分:〇ランク又は〇ランク  
工事場所:〇〇県〇〇  
技術資料の提出締切日(※3):平成〇年〇月〇日  
詳細は入札情報サービスのページで公開しています。  
《 <http://www.i-ppi.jp> 》  
また、〇〇地整営繕部のHPでも公開しています。  
《 <http://www.xxxx> 》  
更新・削除は以下のURLにて  
《 <https://www.xxxx> 》

(※1)発注機関:国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課  
(※2)工事種別:建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等業務種別(業務の場合)、設計、積算、工事監理、積算設計、測量・現地調査  
(※3)業務の場合は、参加要請書の提出締切日

## ↓メール配信内容(実例)

To: △〇□

Subject: 北陸地方整備局営繕部 発注情報のお知らせ

本日、平成29年8月1日、次の工事の入札公告を実施しました。

工事名:「伏木港湾合同庁舎(H29)外壁・建具・屋根改修工事」

工事種別:建築

等級区分:C+Dランク

工事場所:富山県高岡市伏木錦町11-15

技術資料の提出締切日:平成29年8月22日

詳細は入札情報サービスのページで公開しています。

《 <http://www.i-ppi.jp> 》

また、北陸地整営繕部のHPでも公開しています。

《 <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html> 》

更新・削除は以下のURLにて

《 [https://www.once.88island.jp/master/i/mem\\_s/?svcd=798001&uid=c7cc1808d67ffeabdf7b820a625004e9](https://www.once.88island.jp/master/i/mem_s/?svcd=798001&uid=c7cc1808d67ffeabdf7b820a625004e9) 》



国土交通省 北陸地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

● 防災情報 ● 地域・まち・住まいづくり ● 技術・建設産業 ● 河川 ● 道路 ● 港湾空港 ● **営繕** ● 用地

河川・道路ライブカメラ

災害・防災情報

2018年12月7日 10時00分  
この防災情報(営繕)を見る

記者発表

- 【6月20日】河川部 平成29年5月の北陸地方整備局管内の水文・水質状況【PDF:119KB】
- 【6月20日】高山河川国道事務所 特殊車両通行許可を実施しました【PDF:219KB】
- 【6月20日】金沢河川国道事務所 平成29年度築港功労者表彰式を行います【PDF:134KB】
- 【6月19日】金沢部 土質改良の早い手探保・育成性土壌改良(新製剤配合)を販売し、～産官学が連携し、今年度の取り組みを協議します。～【PDF:329KB】
- 【6月19日】長岡国道事務所 入札公告掲載工事の良字を行います【PDF:389KB】

防災リンク

- 河川水位
- 津波情報
- 沿岸海洋情報
- XRAIN高活性レーザ雨量計ネットワーク【NEW】
- ダム防災情報提供システム
- 洪水想定区域(想定最大規模)【NEW】

目的別メニュー

- 活力ある地域づくり
- 住民参加型プロジェクト
- 暮らしと環境
- 防災と安全
- お役立ち情報
- 情報公開

営繕トピックス

北陸地方整備局(建設産業部を除く)では、平成29年10月1日から入札公告を行う際、従来の紙媒体から電子媒体に移行し、『電子調達システム(GEPS)』に移行しています。

電子調達システム(GEPS)の導入について

ピックアップ情報

- 入省案内
- インフラリズム(設備良字)
- 道の駅
- 北陸エリア域地方計画(国土形成計画)
- 入札契約情報
- 公共工事の品質確保
- 整備局の紹介

建設産業の担い手確保・育成性土壌改良

Facebook 運用方針

緊急連絡情報メール配信サービス

携帯版ホームページ(防災) <http://www.hrr.mlit.go.jp/i/>

問い合わせ窓口

- 各種相談窓口
- 各事業・施策相談窓口

北陸地方整備局について

- 業務内容
- 組織図・幹部職員一覧表
- 人事情報
- 営業局各課電話番号
- 営業局案内
- 管内各事務所の紹介

国土交通省北陸地方整備局(〒950-8666) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
〒950-8801 新潟県新潟市中央区美里町1-1-1 電話 025-230-0880  
©ご利用上の注意 ●リンク・著作権 ●プライバシーポリシー Copyright(C)2001-2017 北陸地方整備局 All Rights Reserved.



国土交通省 北陸地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

● 防災情報 ● 地域・まち・住まいづくり ● 技術・建設産業 ● 河川 ● 道路 ● 港湾空港 ● 営繕 ● 用地

事業別メニュー

- 営繕部
- 営繕工事・業務の発注に関する情報
- 新着情報
- 発注情報
- イベント情報
- 事業紹介
- 保全
- 申請手続
- 公共建築相談窓口
- 営繕紹介
- リンク

営繕部

新着情報

- 2017年9月8日 H29の主要事業を更新しました。
- 2017年5月24日 えいぜん通信(営繕) 2017番号を掲載しました。
- 2017年4月12日 発注見直し(工事・業務)を更新しました。
- 2017年1月30日 えいぜん通信(営繕) 2017番号を掲載しました。
- 2017年1月30日 発注見直し(工事・業務)を更新しました。
- 2016年11月18日 えいぜん通信(営繕) 2016番号を掲載しました。

発注情報メール配信サービス(工事・業務)

メール配信サービス登録はこちら

営繕関係入札公告に関する工事概要

入札公告に関する概要(工事)

- 伏木港湾合同庁舎(17)外壁・屋根・屋根改修工事 H29.5.31公告
- 長岡自動車検査登録事務所(17)空調設備改修工事 H29.5.24公告
- 十日町簡易裁判所(17)エレベーター設備工事 H29.4.26公告
- 長岡自動車検査登録事務所(17)耐震改修工事 H29.4.26公告

※入札の詳細説明については、電子入札システム又は入札情報サービス(PPI)からダウンロード出来ます。

発注見直し(工事・業務)

- 営繕部発注見直し H29.4.3現在
- 金沢営繕事務所発注見直し H29.4.3現在

円滑な施工確保の取組み

- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成27年6月)
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案)(平成27年10月)
- 営繕工事における工事関連図書の情報化(平成28年7月版)、効率化のための「施工計画書の記載例(平成27年7月版)」の施行
- 技術に関する説明事項
- 公共建築工事営繕積算方式活用マニュアル【普及版】
- 営繕工事積算チェックマニュアル(平成27年版)
- 営繕工事における工期設定について

国土交通省北陸地方整備局(〒950-8666) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
〒950-8801 新潟県新潟市中央区美里町1-1-1 電話 025-230-0880  
©ご利用上の注意 ●リンク・著作権 ●プライバシーポリシー Copyright(C)2001-2017 北陸地方整備局 All Rights Reserved.